

市第60号議案

横浜市食肉衛生検査所条例の一部改正

横浜市食肉衛生検査所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年12月 4 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市食肉衛生検査所条例の一部を改正する条例

横浜市食肉衛生検査所条例（昭和36年11月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「規定する獣畜」の次に「（以下「獣畜」という。）」、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第70号）第 2 条第 1 号に規定する食鳥」を加える。

第 4 条第 1 項を次のように改める。

検査所は、次の各号に掲げる業務を行う場合は、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) と畜場法第14条第 1 項から第 4 項までの規定による検査 次に掲げる獣畜の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 健康な獣畜 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 生後 1 年以上の牛 1 頭につき 600 円

(イ) 馬 1 頭につき 600 円

(ウ) 生後 1 年未満の牛 1 頭につき 300 円

(エ) 豚 1 頭につき 300 円

(オ) めん羊及び山羊 1 頭につき 150 円

- イ 疾病を有していると認められる獣畜又はと畜場法第13条第1項第2号若しくは第3号に該当する獣畜 1頭につき 1,500円
- (2) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条第1項から第3項までの規定による検査 1羽につき 5円
- (3) 依頼により行う前条の試験又は検査 1件につき 2,000円以内で規則で定める額
- (4) 依頼により行う前条の研究又は調査 1件につき 10,000円以内で規則で定める額

第4条第2項中「試験、検査、研究及び調査に使用する材料または」を「材料を使用し、又は」に、「前項」を「前項第3号及び第4号」に改める。

第5条中第2項を第3項とし、同条第1項中「手数料」を「前条第1項第3号及び第4号に掲げる業務に係る手数料」に改め、同項ただし書中「各号の一」を「いずれか」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

前条第1項第1号及び第2号に掲げる業務に係る手数料は、後納とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提 案 理 由

と畜場法及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく検査に係る手数料の納付に関する規定の整備を図るため、横浜市食肉衛生検査所条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

## 横浜市食肉衛生検査所条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（定義）

第 2 条 この条例における次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 獣畜類 と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 3 条第 1 項に規定する獣畜（以下「獣畜」という。）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第 70 号）第 2 条第 1 号に規定する食鳥その他食用に供することができる動物をいう。

（第 2 号省略）

（手数料）

第 4 条 検査所は、次の各号に掲げる業務を行う場合は、当該各号に定める額の手数料を徴収する。  
検査所は、依頼により前条の試験、検査、研究及び調査を行なうときは、次の範囲内において規則で定める額の手数料を徴収する。

- (1) と畜場法第 14 条第 1 項から第 4 項までの規定による検査 次  
試験または検査 1  
に掲げる獣畜の区分に応じ、それぞれ次に定める額  
件 2,000 円  
ア 健康な獣畜 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める

額

(ア) 生後 1 年以上の牛 1 頭につき 600 円

(イ) 馬 1 頭につき 600 円

(ウ) 生後 1 年未満の牛 1 頭につき 300 円

(エ) 豚 1 頭につき 300 円

(オ) めん羊及び山羊 1 頭につき 150 円

イ 疾病を有している」と認められる獣畜又はと畜場法第 13 条第

1 項第 2 号若しくは第 3 号に該当する獣畜 1 頭につき 1,  
500 円

(2) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 15 条第 1  
研究または調査

項から第 3 項までの規定による検査 1 羽につき 5 円  
1 件 10,000 円

(3) 依頼により行う前条の試験又は検査 1 件につき 2,000 円以

内で規則で定める額

(4) 依頼により行う前条の研究又は調査 1 件につき 10,000 円

以内で規則で定める額

2 特に 材料を使用し、又は 試験、検査、研究及び調査に使用する材料または 手数料を要  
するときの手数料については、前項第 3 号及び第 4 号の規定にか  
前項  
かわらず、実費相当額を徴収する。

(納付)

第 5 条 前条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる業務に係る手数料は  
、後納とする。

2 前条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる業務に係る手数料は、前  
手数料  
納とする。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りで  
各号の一  
ない。

(第 1 号から第 4 号まで省略)

$\frac{3}{2}$  (本文省略)